

令和2年 一般質問 6月定例会

質問議員	質問順	質問番号	質問事項
川島忠治	1	1	新型コロナウイルス感染の第2波に備えた檜山地域でのPCR検査センターの立ち上げについて
		2	町独自の支援の進捗状況について
		3	ひやま漁協に助成金、農業に支援をすべき
		4	他業種にも支援の輪を広げて下さい
		5	プレミアム商品券の抜本的に改善を
		6	新型コロナウイルス感染者が休業を伴う場合に備えて
		7	石崎地域にバス停を設置して
		8	新型コロナウイルス感染で臨時休校した学習の遅れ対策について
岩田靖	2	1	新型コロナウイルス第2波第3波に向けた今後の感染対策について
		2	学校におけるICT化の重要性について
		3	上ノ国町経営持続化支援金について
久末成弥	3	1	学童保育について

川島忠治 議員

質問1 新型コロナウイルス感染の第2波に備えた檜山地域でのPCR検査センターの立ち上げについて

新型コロナウイルス感染対策も緊急事態宣言が解除となり、しかし、第3波に備えた対策が急務となっています。感染の有無を調べるPCR検査が日本では伸びておりません。PCR検査を大規模に行って感染者を早期に発見し、保護、隔離してウイルスを徹底的に封じ込むことが緊急に必要と専門家・新聞・マスコミなども指摘しています。第3波に備え、医師が新型コロナウイルス感染症の有無を調べる検査が必要と判断したら、保健所を介さず迅速にPCR検査を受けられるように、全国、道内でも自治体や医師会、医療機関と協力して検査センターが95ヶ所設置され急速に広がっています。檜山地方でも、近隣町、道立江差病院はじめ病院、診療所と檜山保健所、振興局も含めて連携し、PCR検査を含め、檜山地方に検査センターを立ち上げるために、檜山町村会長として音頭をとっていただき、一歩前に進めるなどの施策を講じて下さるよう、町長にお伺いします。

答弁▼町長

PCR検査の対象者は、帰国者・接触者相談センター又は新型コロナウイルス一般相談窓口にご相談し、感染の疑いがあると判断された方、並びに医師から検査が必要と診断された方となっております。PCR検査を実施するためには、感染予防のための専門の設備や感染予防の防具を装着した医師・看護師が熟練した技術と環境の下で対応することが必須とされています。しかしながら、現在の檜山管内の医療体制は、医師や看護師の不足により、日々の診療を維持することにも苦慮しているような状況にあります。檜山管内では、北海道立江差病院と八雲総合病院が帰国者・接触者外来を標榜し感染症病床を設置している施設になりますので、現段階では当該それぞれの病院での対応やかかりつけ医との連携が望ましいものと考えております。また、函館市や札幌市で設置されている検査センターは、風評被害を防ぐために非公開となっているなど、感染した方や医療に関わる方の人権に配慮する慎重な対応が必要であると存じます。

再質問

道立江差病院を6月1日訪ね、道内におけるPCR検査状況を聞いたところでありました。1日現在ですから、1万4,593人のうち陰性が1,096人、現在197人の中に軽症、中等症186人、重症が11人、死亡者87人、陰性確認済者、退院されてる方が812名です。また、道内振興局別累計で検査人数は札幌道立研究所のみで、陰性確認を含めて全体で6,549人と報告されています。この檜山振興局、江差保健所扱いですが110人となっております。しかし、せたな町で発生した検査数はこの江差保健所ではカウントされてません。3人の方は八雲保健所で対応されています。江差保健所の実態はPCR検査、検査機はなし、技師もなし。110人の検体は研究所に送られ、4日後に検査結果が判明するのです。この4日間、患者さんにとってはいら立ちと不安、あおるばかりです。市立函館保健所は6時間で判明するそうです。道立江差保健所はPCR検査機械は古く、技師、医師もいたにもかかわらず、ようやく4月28日から検査を開始。これが渡島檜山の実態であります。政府、国も道も第3波がくることを想定し、鈴木道知事も第3波に備えPCR検査も現行の3倍に増やす。感染症指定医療機関のベッド数も現在700。これを1,500床まで増やすといっています。当然、江差保健所にも具体的な検討、対策がせまってくると思います。南檜山2次医療圏でも、さらなる受け入れ病床の確保と入院時の医師や看護師の応援態勢など、医師会や関係町長、保健所などと協議が急がれると思います。この地域で仮に集団感染でも発生したら、現在のPCR検査体制問題、医療提供づくりでは、十分な対応とはいえるのでしょうか。町民の命と健康を守る立場で危機感を持って、今から準備、対応すべきではないでしょうかと思いますけど、担当課長に回答をお願いします。

	<p>答弁▼保健福祉課長</p> <p>檜山の医療の現状は、皆さんご存じのとおり各公立病院、国保病院や町立診療所にまかされております。それぞれの病院におかれましては、医師が一人又は少人数だったり、看護職も日々の業務に追われるので、手一杯な現状にあります。</p> <p>また、専門のPCR検査を行なうにあたっては、専門の施設だったりとか、専門のスタッフや技術が必要になっております。今の檜山管内、南檜山の管内の状況では、対応するにはちょっとハードルが高いものと思われれます。</p> <p>今後、函館医師会のPCR検査センターがあるわけですが、そちらの方との連携もされるような情報もありますので、また今までの検査者数などを見ましても多いわけではないので、今後は発症に向けては早期の相談だったりとか、日々の健康づくりにもおかれまして、町民の皆さんと一体にがんばっていくことも必要だと思われれます。</p>
質問2	<p>町独自の支援の進捗状況について</p> <p>飲食店、宿泊業に支援の一環として、町独自の経営持続化支援がスタートしました。並行して国、政府の持続化給付金を申請し、給付をいただいたお店も出ております。町内19事業所が対象と聞いていますが、国の給付金を申請した件数、給付金を受けた件数、国の持続給付金を申請したが手続き上の問題などで前に進めないお店もあると聞いています。進捗状況について、町長にお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>飲食業及び宿泊業の19事業者を対象とした上ノ国町経営持続化支援金については、5月25日より商工会にて受付が開始され、5月末時点での進捗状況は国の持続化給付金を申請している事業者が11件、そのうち既に給付を受けた事業者は8件で、町の支援事業への申請は1件となっております。今後、国の給付金を受け終えた事業者から町の支援事業に対し申請がおこなわれるものと考えております。</p>
質問3	<p>ひやま漁協に助成金、農業に支援をすべき</p> <p>先月26日の道新でも、檜山5町と八雲町も含め漁協の組合員に一律6万5千円を助成すると報道されています。非常にありがたい話です。上ノ国町助成金の負担額、件数、該当する基準、条件などについてお伺いします。</p> <p>さらに、一次産業の漁業に支援して、農業などに支援をしないと均等が保てません。この件についても、町長にお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、外食需要の低迷から水産物価格が下落し、漁業経営が厳しい状況にある漁業者を支援するための予算を計上しているところであります。</p> <p>本助成金は、漁業者がひやま漁業協同組合へ支払う経営維持特別負担金に対して助成するものであり、対象者はひやま漁業協同組合上ノ国支所所属の正組合員61名で、1人あたり13万円の特別負担金に対し2分の1の6万5千円を助成し、総額は396万5千円となっております。</p> <p>次に、農業者に対する支援についてですが、これまでの状況において農産物の単価や物流等の面における新型コロナウイルス感染症の影響は若干程度見受けられるものの、それに伴う農業経営に与える目立った損害は少ないことから、今後も状況を見据えつつ、必要に応じて対応を検討してまいりたいと存じます。</p>
再質問	<p>魚が捕れなくて大変厳しいもので、組合を維持していくのに大変ご苦労されていることと、私は兄が漁師なもので頭が下がる思いです。役場としても今後も支援策を、私自身も具体的な支援策はもってなく恐縮ですが、違った角度から漁業組合上ノ国支所の組合員と意見交換するなど、それも一つの支援かなと思いながら、ぜひその辺も含めて考えを聞きたい。また、農業に携わっている方にも、なんらかの支援もほしかったのですが、収穫時期、これから夏から秋にかけて影響がでたときは、すみやかに支援策を約束していただくことをお願いし、担当課長の方からの回答をお願いします。</p>
	<p>答弁▼水産商工課長</p> <p>水産業については、この感染症拡大の影響で水揚げした魚が、どうしても自粛の影響で東京方面、市場でものが動かないというような状況で、単価も相当下落しているというような状況で、また漁獲があってもなかなか東京まで運ぶ経費もごさいます。そして単価も安いということと、漁業者でいえば通常5月から底網漁はじまるんですけど、1ヵ月間休業をして、6月からはじまるということになってるんですけど、相当漁業については影響があります。また今後についてもウニ漁とかはじまりますけど、特にウニとかヒラメとか高級魚が東京で消費されないということで、単価が下落してきます。またこれからウニ漁がはじまるんですけど、これの単価も心配されているところです。そういったことで、今回は組合員が負担する特別負担金、これは組合経営も近年の水揚げが減少の一途を辿っているということで、組合経営においても厳しい状況になっていると、そういったことで組合経営の単年度収入の不足分を、ひやま漁協、全組合員が収入の不足分を補うという形で、負担金を支払っていくと。今回その部分について2分の1助成するというような支援をしています。ですが、今後も先程申しましたとおり、厳しい状況が予想されます。そういったことで今後については、随時、適宜に浜周りなどで、漁業者の意見等聞いて対策など検討していきたいというふうにごさいます。</p>
	<p>答弁▼農林課長</p> <p>農業分野におきましては、農産物の価格動向ですとか、農業資材等の値段などの幅広い分野において情報収集し関係機関の協力を得ながら、現場の声に耳を傾けて今後も必要に応じて有効的な対策を検討できるように考えていきたいと思います。</p>
質問4	<p>他業種にも支援の輪を広げて下さい</p> <p>今回、経営持続化支援に該当しなかった美容院など他業種も売り上げが2割から3割減少しています。さらに、整形外科など視野に入れた支援をすべきです。町民は近隣町の支援状況を新聞などで見て、上ノ国町の動きを注目しています。町として、第2段の支援策を緊急に講じることが必要です。町長にお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により大きく影響を受けている飲食業及び宿泊業の事業者を先行して支援金の給付を実施しているところですが、感染拡大は多くの他業種にも影響を及ぼしていることは承知しております。</p> <p>このため上ノ国町経営持続化支援金事業の第2弾として、飲食業及び宿泊業を除く町内に事業所を有するすべての業種の事業者を対象とした支援金を本定例会において予算計上することとしております。</p> <p>支援の内容につきましては、令和2年2月から7月の間において月別売上金額と前年同月の売上金額を比較した際に、1ヵ月の売上金額が20パーセント以上減少している事業者に対し、支援金を一律に定額30万円を給付するものであります。</p>

	<p>再質問</p> <p>今回は支援策で飲食、宿泊業以外の87事業者が対象になりました。建設業が12社、製造業17社、小売業25社、サービス業21社、その他卸売業が12社となっていますが、私も不勉強で恐縮なんですけど、どのような業者、建設関係だったらわかるんですけど、どういうふうな業種が該当するのでしょうか。これが1点です。</p> <p>2点目は、例えば建設業で12社となっていますが、ここに建設関係は個人事業主、個人事業所、あるいは一人親方、手間請け大工などもあります。そういう方も該当になるのでしょうか。よろしくをお願いします。</p>
	<p>答弁▼水産商工課長</p> <p>今回の持続化支援金なんですけど、先行して飲食業、宿泊業は実施していますので、この2業種を除く町内に事業所を有している業種すべての、ここに建設業、製造業、小売業、サービス業等々、すべての事業者を対象としているものでございます。</p> <p>事業所については、法人、個人は問いません。町内に事業所を構えて営業されている部分も対象しておりますので、そこは制限ございません。ですから町内に店舗を構えて営業されている法人、個人もすべて対象というふうな形でございます。</p> <p>サービス業については、サービス業の業種になる美容室、理容室、マッサージとかそういう形の中でサービス業のくくりに入る業種でございます。あとは、建設業、製造業は水産加工ですとか木材の製造ですとか、そういった形で製造業に属する業種、またサービス業は、美容室、理容室、そういった形です。具体的にいきますと、製造業については水産加工、それと木材製造、主に水産加工と木材が多い形になっております。それと小売業についてはスーパーですとかそういう商店のような、また食料品以外の雑貨販売しているところも小売業に属します。サービス業については理容、美容あと写真店それとマッサージ店とか、そういうところが含まれます。その他につきましては、卸業ですとか不動産業それから保険業というふうな形が入って、業種ごとに分かれてございます。</p>
<p>質問5</p>	<p>プレミアム商品券の抜本的に改善を</p> <p>昨年の暮れに取り組みされたプレミアム商品券、取り扱い店が59店です。換金額3,521万円。利用されたお店は、①食料品店が2,596万円。これが、換金額の全体の73パーセントとなっています。</p> <p>次に、ガソリンスタンド803万円、比率で23パーセントです。この結果から、町民が購入するのでお店を選択するのは購入者です。商店街の方々からも、1,000円を町が補助しているにも関わらず、23店は利用なしと不満が残っております。商店街を活性化させるには、町民の負担なしに、商品券、一世帯5,000円相当を配布し、条件としてお店ごとに使えるように色別で区分けした商品券にしたほうが、各商店街に均等に利用され、結果的には活性化になると同時に、町民からも歓迎されると思います。</p> <p>財源は、国から地方創生臨時交付金もさらに増額されます。思い切った支援策を講じることを町民は期待しています。町長にお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済の維持・活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行する予算を本定例会において計上することとしております。プレミアム付商品券につきましては、販売金額に一定のプレミアム分を上乗せした額面を持つ商品券を発行し、それを購入した消費者が店舗で使用することにより、町内における消費喚起による経済活性化が図られます。</p> <p>今回、実施するプレミアム付商品券発行事業につきましては、プレミアム率を前年度の25パーセントから50パーセントに引き上げ、一世帯あたり最大2万円分を購入した場合、プレミアム分が前年度の5千円から1万円に引き上げられるため、消費者にとって魅力的な商品券となります。</p> <p>議員ご提案の町民負担のない商品券の発行では、今回実施する事業と同額の予算では3分の1の経済規模となることから、地元経済の活性化のためにこのような事業内容としましたことをご理解ください。また、お店ごとに使える商品券を発行してはとのことですが、商品券を購入する時点で使用できる店舗を限定した場合には、商品券を使用する際の自由度を制限することから、町民にとっては使用しづらいものと考えられます。</p>
	<p>再質問</p> <p>昨年の暮れから発売されたプレミアム商品券は、町民の方が購入された枚数、セット数も含めどのくらいと聞いておりますか。</p> <p>そして、今回も昨年より条件がよいのでプレミアム分買うという分では、いろいろあるんですけど、結果的には食料関係が集中するのは定かです。こうした中でプレミアム商品券は昨年の暮れから、結果的に一部のお店だけに8割近くまでいっちゃ。これがどういうものだろう。そしてまた、地元経済のほんとに活性化になっているのでしょうか。私は、お店ごとに使える商品券は町民が購入するのではなく、役場が予算を増やすなどの措置をとり、商品券を支給すれば飲食店はじめ、商店に平均に支援することが可能かと思われすが、担当課長にお伺いします。</p>
	<p>答弁▼水産商工課長</p> <p>昨年の町分のセット販売数なんですけど、予定発行が7,460セット中7,033セット販売されてございます。</p> <p>それと、今回実施にあたっての使われる商品券の使われている店がちよっと偏ってるんでないかというご質問なんですけど、特にプレミアム商品券を発行するという趣旨は当然、町民の消費行動を後押しするといいますが、消費の意欲を高めるためにプレミアム分を助成して、町内の消費を活性化して町内経済もお金を回して活性化させたいというのが、趣旨でございます。</p> <p>そういったことで今年度については、また、プレミアム商品券の発行料についても、当然これは額が大きければ大きいほど町の経済、お金が回りますので、それだけ活性化するというふうにも思われます。それで、今回の総額事業費いきますと、約7,000万円を超える事業規模、経済が活性化することになります。それで、昨年よりプレミアム率、倍のプレミアム率にして、その多くなった分をできるだけ購入金額を抑えて、今回はプレミアム分、昨年の倍にしてなんとかこの町内経済を活性化させたいというふうな形で進めています。</p> <p>あと店が偏るということなんですけど、限定した店の限定したという部分も考え方の一つかもわかりませんが、やはり購入者が自由に使えるというふうな商品券が、また購入する方の使用にあたって使い勝手がいいというふうな選択肢を狭める形でなく、自由な形で町内のお店屋さん等々で使えるというふうにした方が、このプレミアム商品券事業の趣旨にもあっていくのかなというふうにも考えておりますので、ご理解の方よろしくお伺いいたします。</p>
<p>質問6</p>	<p>新型コロナウイルス感染者が休業を伴う場合に備えて</p> <p>政府厚労省は、国民健康保険に加入する被用者、給料をもらっている人が、新型コロナウイルスに感染した場合、傷病手当金として政府が全額支給することを決定しています。自治体が条例をつくられば国が財政支援をする。当面、9月の30日までですが、対象も家族従事者と確認されていますが、個人事業者も該当するようにしていただきたい。この地域は、新型コロナウイルス感染症は発生していません。しかし、油断禁物です。先を見通して町独自の条例を定め、万一来るべきです。町長にお伺いします。</p>

	<p>答弁▼町長</p> <p>本定例会において、新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状により感染の疑いがある一定の要件を満たした被用者に対して、直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を算定の基礎とし、傷病手当金を支給する国民健康保険条例及び後期高齢者医療に関する条例の改正を提案しております。</p> <p>傷病手当金は、病気やケガで仕事を休み事業主から給料を受けられない場合に、被保険者やその家族の生活を保障するために設けられた制度になりますので、自営業や個人で事業を行う事業主の方につきましては、事業専従者以外の方は傷病手当金の対象外となっております。個人事業者に関しましては、傷病手当金の制度ではなく一定の要件を満たした場合に、国の持続化給付金の対象となりますことから、個人事業者に対する傷病手当金につきましては、制度の趣旨から考えておりません。</p>
	<p>再質問</p> <p>国保加入者は個人事業主が受けられない不平等なものです。国会では、支援策は被保険者を対象にしていますが、厚労省の保険局長は、市町村の判断で被用者以外を対象にすることは可能だと答弁しています。さらに、道議会でも国保広域化担当課長は、保険者が支給対象の範囲を自主的に条例で定めることは可能と回答しています。ところが、被用者以外に対象が広がること、国から財政的な支援が受けられない。これは役場にしても大きなネックになっていると思います。</p> <p>例えば他県では、個人事業主にも給付金を支給する自治体も生まれています。岐阜県飛騨市、傷病見舞金、鳥取県岩美町は傷病給付金。では、独自にですね個人事業主も対象にして、給付額について前年度の事業所得を365日で割った1日分の3分の2の額を支給するという申身であります。岩美町は傷病給付金は町の財政で185万を計上し、臨時交付金を財源にしています。</p> <p>さて、回答では個人事業主は持続給付金を利用しなさいといっておられますが、持続給付金の給付対象者は事業収入の前年度の比と比較して、1ヶ月でも50パーセントダウンしたら給付金の請求はできますが、個人事業主が感染者で入院が余儀なくされた場合、この事業主にはおそらく必ずや、家族専従者や、被保険者が感染した場合も働いて、あるいは事業が運営されているわけですから、入院中に事業収入が50パーセントも下がるということはありませんねえだろうといっています。担当課長の意見をお聞きます。</p>
	<p>答弁▼水産商工課長</p> <p>傷病手当金の趣旨が、あくまでもコロナウイルスに感染したりした場合に、賃金を受けてたものが受けられない場合に対して支給されるものですから、個人事業主に対しても入院した期間に収入が減らないんであれば、そもそも傷病手当金の対象にはならないと思われれます。町長の答弁にもありましたとおり、あくまでも給付者に対しての制度でありますので、個人事業主に対しては別の支援制度として持続化給付金がありますので、そちらの方の利用をしていただきたいと思います。あとですね、もし今後第3波とかが出た場合には、近隣町村や道内の状況を見ながら対応、検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。</p>
<p>質問7</p>	<p>石崎地域にバス停を設置して</p> <p>高齢者のバス利用者も乗車、下車、乗車方法も改善され、さらに料金も大幅に軽減され喜ばれています。この案件は、石崎の住民、抗がん剤治療、家族なしが受診するために、朝の7時2分のバスに乗り、大留で乗り換え木古内で下車、また、乗り換え、いさりび鉄道で函館駅で下車、さらにバスで函館中央病院に到着するのは10時半だそうです。バスに乗車した日は、気温が低く、雨も降っていたので、バスに乗り遅れたら大変とバス停に出発する8分前に傘をさして待っていたそうです。残念ながら雨や風をしのぐ待合室はなく、外で待つ、病弱のSさんに精神的な苦痛となっている。これが冬の時期になったらどうしようと不安げに話されています。また、福祉バスで湯ノ岱温泉の利用者も、雨や風をしのげる場所もなく、外で待っています。函館バス、福祉バス利用者の切実な声は、役場石崎出張所、入口の風除室の間口を、畳2枚分ほど広げ、椅子なども用意していただければ、立派な待合室になりますという声が寄せられています。町長にお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>本町の集落形成は、大きく分けて漁業集落と農業集落と構成されており、小さな集落が多数点在し、面積も檜山管内では3番目の広さがあるなど特殊性を有しております。また、高齢化と人口減少が急激に進んでいる状況となっております。</p> <p>これらが主な要因となって、利用者が急激に減少して廃止せざるを得なかったJR江差線や厳しい経営状況が続いている函館バスが運行する2路線は、地域住民の日常生活に必要な生活交通路線の維持・確保に不安定な状況が続いております。</p> <p>生活交通路線の維持・確保には様々な問題と課題を抱えておりますが、2温泉施設に停留所を設けたことや自宅から停留所までの距離を縮めるためのフリー乗降の導入、定額かつ低廉の100円で利用できる乗車賃の設定など、利用者が増える取り組みを実施しております。</p> <p>まず、各停留所に待合室を設置する場合には、設置場所の確保や除雪に関する問題が生じることから難しいものと考えております。しかしながら、バス利用者の利便性を今後とも推進するためには待合所などの環境整備も必要と思われることから、可能な範囲内で検討してまいりたいと存じます。</p>
	<p>再質問</p> <p>今、困ってる方に手を差し伸べることが役場としても一番大事なことでないでしょうか。石崎から木古内まで長時間です。病弱者にとって死活に関わるほど深刻であります。今、お願いしていることは、各停留所のすべてに待合室をつくってくださいとお願いしているわけではありません。今提案している役場石崎出張所の玄関前に待合室の設置は、条件として可能性が高いのでお願いをしているところであります。困ってる方に、温かい手を差し伸べてください。再度回答をお願いします。</p>
	<p>答弁▼総務課長</p> <p>そのとおり、なるべくならば設置したいというのが我々も思っているところでございますので、繰り返しの答弁になりますけれども、設置を前向きに検討していきたいというふうに考えておりますけれども、すぐというのはちょっと非常に困難なことかと思っておりますけれども、検討してまいりたいというふうに考えております。</p>
	<p>再々質問</p> <p>今の回答非常に前向きでありがたいと思っております。だいたいいつ頃とか、病弱の方はね、自分が例えば議会に届けて、私もそうなんですけど、せっかちなもんでね、じゃあいつ頃になるのよ、その件について課長、どういうふうにお考えですか。</p>
	<p>答弁▼総務課長</p> <p>ちょっと今、この場では申し上げられるような状況ではございませんので、今ここで明日とか来年とか言えるような状況でないので、検討させていただきたいということでございますので、ご理解お願いいたします。</p>

質問8	新型コロナウイルス感染で臨時休校した学習の遅れ対策について 新型コロナウイルスの感染症対策で臨時休校が長引き、子どもたちや教師も大変な事態となり、各学校を管理、指導する教育委員会としてもご苦労をされていることと思います。 さて、小学1年に入学したのに、母親にとっては学習の遅れなどを心配しています。道内でも、夏季、冬季期間を短縮するなどして対応すると報道されています。 上ノ国町として、学習の遅れの実態、さらに、今後の対策などについて教育長にお伺いします。
	答弁▼教育長 本町における新型コロナウイルス感染症への対応として、一学期においては全ての小中学校を4月20日から5月末まで臨時休業と致しました。休業期間中の対応としましては、児童生徒の体調管理や心のケアをはじめ、家庭学習の進行状況や習熟状況等の把握を目的とした分散登校、学校再開へ向けての午前授業などを実施してまいりました。臨時休業中の学習の遅れとしましては、不足する時数として小学校で100時数、中学校で150時数ほどとなっております。 6月1日から全学校が通常どおり再開されましたが、必要な時数の確保が困難なことから、長期休業期間において小学校中学校ともに10日間程の登校日を設けることと致しました。 小学校については、夏休みに5日間、冬休みに5日間の計10日間、中学校については、3年生の受験対応も考慮し夏休み7日間、冬休みに3日間の計10日間を登校日と予定し、学習の遅れに対応してまいります。
	再質問 今、子どもたち、保護者もかつてない不安やストレスをため込んでいます。小中学校で小さなことで目配りしながら、対応してくださいようお願いいたします。また、夏季、冬季期間を短縮して対応すると回答がありました。特に夏休みなど暑さが厳しい中、マスクを学校でしていなくちゃいけないのもあるので、着用となると熱中症対策なども心配されます。この辺の環境整備など、どのようにお考えかお聞きかせください。
	答弁▼教育委員会事務局長 今年度はじめて夏休みを5日間というように、登校日として対応させていただくことになるんですけども、今いわれたように、夏休み期間中とても暑い日もあったりというようなことで、暑さ対策につきましては、学校の方でもいろいろとお話しています。そんな中で、各学校に例えば扇風機ですとか、一応はじめての部分での対応として少しでも涼しい環境をというように、今、お話ししているところであります。 町によっては、いろいろな冷房対策などもやっているとというふうには聞いてはいるんですけども、今現在うちの委員会としましては、今年の夏につきましては扇風機などの対応というのが一番可能ではないかというふうにご考えております。
岩田靖 議員	
質問1	新型コロナウイルス第2波第3波に向けた今後の感染対策について 新型コロナウイルスは、今のところ上ノ国町では感染者0人ですが、全国での自粛解除に伴い、第2波、第3波が来る可能性が考えられます。人の流通も増えるといつ感染者がでるか分かりません。新型コロナウイルスは未知のウイルスで世界的にパンデミックであります。過去のスペイン風邪の流行をみても、第2波では死亡率が第1波の時よりも10倍になっています。 そこで町としても今後、第2波、第3波に備えた対応や対策が必要と思われるのですが、町長の所見を伺います。
	答弁▼町長 新型コロナウイルス感染症の状況や今後の対応については、行政報告で申し上げたとおりでございます。同感染症による感染者数の減少が続く、国が示している宣言解除の条件が整ったことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されました。これを受け、第2波を経験している北海道も自粛要請している道内対象施設を段階的に縮小するとともに、道民には新北海道スタイルと称して感染予防に必要な7つのポイントからなる新たな生活様式を実践するよう示すなど、感染症対策を講じながら、社会経済活動の再開に向けた取り組みが始まっております。 一方、石狩管内ではクラスターも含め感染者が確認されている状況が依然として続いております。このような、今後の町の対応としましては、町長を本部長とする上ノ国町新型インフルエンザ等感染症対策本部において迅速な対応をするため、体制を維持しながら、国や北海道からの情報を注視し、危機感をもって対応できる体制を構築するとともに住民一人ひとりが手洗いや地域移動に関する行動などの感染予防が重要となることから、町ホームページ、町広報誌や防災行政無線などを通じて、感染対策の周知や必要な情報など適切に発信してまいります。 また、感染予防のため各町内会などで開催を予定しております敬老会やお祭りなどの各種行事につきましては、今年度中の開催を自粛されるよう呼びかけ、今後とも国や北海道の動向を踏まえて、関係機関の指導・指示を仰ぎながら対応してまいります。
	再質問 ただいま行政の取組には大変期待しております。日本全国的に、世界的規模で見ると、私の個人的見解にはなりません、現状はまだ第1波の中にあるのではないかと考えています。WHOが過去に行ったパンデミック、スペイン風邪、アジア風邪、香港風邪などなんですけど、その経緯から得た12の教訓というのがあります。その中には、第1波で影響を受けなかった年齢層及び地域は第2波に脆弱である可能性があるということです。仮に、今回の新型コロナウイルスが変異を遂げて毒性が強いものになると、第1波で0人だったこの地域は、ほとんど抗体をもっておらず、重大な結果になるおそれがあると思われまます。 そこで、第2波に向けて必要だと思われる上ノ国町の感染防止対策として、あくまでも個人的な見解ですが、先程川島議員にもありましたけども、やはり檜山でもPCR検査、あるいは抗体検査を受けられるようにする。今これは、PCR検査、唾液PCR検査というものできたところでございますので、前よりは容易になっているのではないかと思います。それと、先程回答の中で函館の医師会にも今後アクセスするというので、ぜひこれも検討していただきたいと思っております。 それと、寒い時期に第2波がくるとインフルエンザと重なるおそれがあるため、早めのインフルエンザ予防接種、特にリスクがある人は必要じゃないかと思っております。この呼びかけをしていただけたらと思っております。 あとは、感染拡大が起きた場合の医療体制です。保健所に何ったところ、道立では3床だけ用意してあるとの見解でした。今後拡大した場合に、誰が見ても足りないと思っておりますのでこのあとの医療体制。あとは、軽症者を分けた施設の確保。これは個人の家で家にいる又はホテルなどを利用するのとありますが、この辺の確立、確保ですね。あとは福祉施設に感染者が出た場合の早めの行政の介入。これやはり札幌の場合を見ても、介入が遅れたために感染が拡大してしまったんじゃないかと思っております。 あと保健所、保健福祉課も含めてですけど、機能の強化を考えておいた方がいんじゃないかと思っております。これはサーベランスの強化、つまり調査、監視の強化といった対策が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

	<p>答弁▼保健福祉課長</p>
	<p>まずPCR検査につきましては、先程答弁されたことをご了承ください。また抗体検査とかいろいろあるんですが、やはり検査精度という部分がまだはっきりと確立されていないという状況もありますので、そちらの方はやはり主治医等と検討しながら、必要な検査を受けていただくことが大切になってくるかと思えます。また、診断基準等ともいろいろありまして、やはり37.5度以上の発熱があることや、濃厚接触者との関係があるとか、いろんな基準があって医師が検査が必要としたものという基準がありますので、そちらの方も保健所の医師又はかかりつけ医と協力しながら、検査の必要性を見極めていくことが必要だと思われま。</p> <p>2番目のインフルエンザ接種についてなんですが、当町におきましても他町に比べて早い時期、具体的にいえば10月から予防接種にインフルエンザの接種については勧奨しております。また、65歳以上の方につきましては、接種料金なども助成しておりますので、そちらの方も周知しながら、また一人でも多くの方が接種していただけるような環境を整えていきたいと思えます。</p> <p>また、感染した場合の対応ということなんですが、確かに道立江差病院は3床もしくは4床。八雲総合病院の方では4床から6床というようなことで、感染病床があるわけですが、当然何かあった場合というのは榎山管内では対応できないので、渡島管内等の病院と関係しながら対応していくというようなことを保健所からも聞いておりますので、感染があった場合はそのような形になるかと思えます。</p> <p>また軽症者用の個人の在宅やホテルでの経過観察という部分なんですが、こちらの方も保健所や関係機関と連携とりながらやってくることが必要だと思われま。ただし、先程も答弁しましたように榎山管内の医療状況、医師、看護師、介護士を含めまして大変脆弱な状況にありますので、こちらの方も道や保健所との関係機関との連携をとりながら、対応していく方向が最新でよろしいかと思われま。で、福祉施設の関係につきましても、同様のようにより早期に相談や診断していただくことや、当然発症した場合には、医師から保健所の方に報告するぶんがありますので、そちらの方と関係機関と連携とりながらの対応をしていくことが最重要だと思っておりますので、ご理解ください。</p>
<p>質問2</p>	<p>学校におけるICT化の重要性について</p> <p>新型コロナウイルスの影響で、子どもたちはいまだかつてない程の長期の臨時休校を余儀なくされ、外出もできない中で子どもたちや学生の学習の遅れが問題になっています。</p> <p>そこで最近、ウェブを使ったオンライン授業が注目されています。町では、この問題に関してどのように考えていますか。</p>
	<p>答弁▼教育長</p> <p>町内の小中学校におけるICT環境の整備状況といたしましては、国のGIGAスクール構想に基づき平成30年度から令和4年度までの5カ年の間に、児童生徒が使用するパソコン等の端末整備と、校舎内における高速インターネット及び無線LANの整備を計画的に実施することとしておりましたが、この度の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業の状況、今後においても感染状況により再度の休業要請の可能性や、緊急時においてはICTの活用により「全ての学びを保証」できるよう、早急な対応が必要であると考えております。</p> <p>教育委員会としましては、全児童生徒に1人1台端末の整備、校舎内における高速インターネット及び無線LAN等の整備と合わせ、オンライン授業が可能となるよう遠隔学習用カメラ、ネット環境が整っていない家庭への貸し出し用モバイルルーターの購入等について、今年度中に環境を整備することとし、本定例会において補正予算として提出しておりますので、ご理解願います。</p>
	<p>再質問</p> <p>全ての子どもが端末を持てるようになり、すごく便利な授業であると思われま。上ノ国中学校に聞いた場合ですと、現在Wi-Fi環境が整ってる生徒は8割、2割はその環境が整っていないということで、このGIGAスクール構想の中でもモバイルルーターの貸し出しなどをしてオンライン授業が可能になると思われま。しかし、例えば環境が整っていても、教職員がすぐ使えるようになるには指導してくれる研修会やオンライン授業の学習例などが必要だと思われま。あと、GIGAスクール構想では、対象が小、中学生までとなっております。つまり上高生は対象外になってしまう。せっかく地域に根ざした高校目指している。先程も行政報告にありましたが、目指してるならば上高生も対象にするべきではないでしょうか。お伺いします。</p>
	<p>答弁▼教育委員会事務局長</p> <p>今回のGIGAスクール構想の中で、先程家庭にWi-Fi等の環境等が整っていない家庭の話がございました。今回、全小中学校におきまして、そういう環境があるのかなのかということ、調査を委員会の方でさせていただきます。約22世帯程の家庭でそういう環境がないということのお話をいただいておりますので、それに対応できるように、台数の方を確保できるように今回の補正予算の方に30台程Wi-Fiに対応するようなルーター等をあげております。また、今回はじめての取組というようなことで、議員いわれるようにその先生方がどのように使っていくのか、どうやったらいいのかという部分が、今現在まだ全く慣れていなくて、これからという形にはなるんですけども、今回、国の方の対策として緊急的な部分で前倒し前倒しという形で、制度がつくられておりますので、そちらにつきましては今後いろいろ、道ですとかそういういろんな研修等も含めまして、先生方には1日でも早く環境に慣れてよりよい指導ができるような体制をつくっていききたいというふうに思っております。</p> <p>それとあと、上ノ国高校の部分ではあるんですけども、多分高校生に関しましても、今回道立高校なんですけども、一人1台子どもたちというようなことで、国の対応の中で多分そういうことで、対応されていくのではないかとこのように思っておりますので、ご理解願いたいと思われま。</p>
<p>質問3</p>	<p>上ノ国町経営持続化支援金について</p> <p>対象事業種が飲食業、宿泊業の法人または個人に対する支援金ですが、前回の令和2年度第1回臨時議会において1,300万円の予算で、19の事業者が対象と想定していましたが、何事業が申請したのか、また、それは想定していた金額に達しているのか伺います。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>上ノ国町経営持続化支援金への申請事業者数については、先程川島議員に答弁したとおりでございますので省略させていただきます。</p> <p>想定した金額に達したのかのご質問であります。町の支援金は国の持続化給付金を受けられる事業者には国の支援を優先していただくこととなっておりますことから、事業者は国への申請を先に進めている状況にあり、今後、国からの給付金を受け終えた事業者から申請が行われ支給されていくものと思われま。達成状況につきましては、今後事業者からの申請が進むにしたがって増していくものと考えております。</p>

	<p>再質問</p> <p>この事業は他町に比べても損害が大きかった事業者には、上限が100万まで支援するという本当に素晴らしい支援金事業だと思います。ただですね、これ対象期間が2月から7月となっております。例えば飲食店に関しては、例年ですと3、4月の歓送迎会がなくなったことで、大変大きなダメージをしていると思います。しかし、飲食業も宿泊業も例えば今年のイベントがほとんどが中止になるというお願いしてるところですけれども、その影響をこれからも受けると考えられます。例えば、各イベントに出店する飲食店の場合や、例えば火まつりや産業まつりその他のイベントや町外などにイベントに出店する飲食店、あとは例えば学校行事や地区のお祭りなどでオードブルなど受け持っている事業者。宿泊業でも例えば江差の祭りや追分、例年やってくるシーズンの釣りなどのお客さんなど、あとは、そのイベント関連に関わることもあると思います。また、秋にかけての歓楽シーズンの影響も少なからずと受けると考えられます。そうすると、どうしても一律で支援している他町と比べてしまうと、残念に思う人もいるのではないかと思います。外れてしまった事業者には公平でないと思う事業者もおられると思います。ここで、私として意見をしたいのですが、例えば対象の月をそれから考えると12月まで延ばすべきじゃないかと。もしくは支援金、例えば限度額をもらえなかった事業者に対して限度額を10万とか20万とか決めてですね、支給した不足分を支給してはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
	<p>答弁▼水産商工課長</p> <p>今回の飲食店、宿泊業の経営持続化支援金については、おっしゃられたとおり2月から7月までの期間を設けて、国の助成金を受けたものを除いた他に、限度額100万まで支援するという内容でございます。議員おっしゃるとおり町内のイベント、8月までの火まつりまでは全て中止している状況でございます。また、国道などの自粛要請もありまして、人の往来も極端に少なくなっています。この影響は特に飲食店、宿泊業は多大な影響を受けているという部分は重々承知してございます。</p> <p>まず1点なんですけど、この支援金につきましては先程の他の業種の一括交付じゃなく、あくまでも、他の業種も同じなんですけど、経営維持、持続するというような意味合いがまず一つあります。他町の支援金より100万円というような大きな金額を支援するというような中身でございます。そういったことで、この制度、内容だけは売上金じゃなく、売上金からある程度の原価率の3割引いた中で支援していきますというように中身ですんで、あくまでもその中身で減額した部分について、町としては支援しますよというようなことでありますので、この部分についてはご理解願いたいと思います。</p> <p>また、12月までの期間延長というご提案なんですけど、私もこのコロナがすぐ秋になったら終息するというようなことは、専門家でも言っていないので、これがいつ終息するのかっていうのは、皆手探りでわからないような状況かと思えます。そういったことで、町長もこの事業についても期間7月までという限定はしてまずけど、状況によっては延長も考えているというふうなことも町長おっしゃっておりますので、そのようなことでその状況によって、検討していきたいというふうな考えてございます。</p>
<p>久末成弥 議員</p>	
	<p>質問1 学童保育について</p> <p>今現在、河北小学校で学童保育を利用したい方が多数いらっしゃいます。昨年の定例会で人数の確保、場所の確保や今後の統合の見解があるので、学童保育をつくれないうことになっていると思っておりますが、今現在で、学童が利用できる現状に困っている方がたくさんいると思われまして。</p> <p>第6次上ノ国町総合計画の中にも子育て支援の充実とあります。子育ての時間は止まってはくれませんが、今後、学童保育について速やかに行動しなくてはならないと考えられますが、見解をお伺いいたします。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>現在、学童保育所につきましては、上ノ国小学校の児童を対象として実施していますが、学童保育所の入所要件として、保護者が就労又は家庭で放課後安全に保護できない児童を対象としています。</p> <p>河北小学校区で学童保育を実施するためには、施設及び支援員が必要となりますが、その確保が困難な状況にあります。このため、子ども支援センターでの受入れとなりますが、同センターの完成に合わせて保護者からの利用に関する意向調査を実施したうえで対応を検討してまいりたいと存じます。</p>
	<p>再質問</p> <p>現状では祖父母などに無理に子どもを預かるという現状です。答弁であったように、安全に保護ができない状況が現状であります。人数が足りない、施設がない河北で新しく開設するのではなく、現時点で設備が整っている河北小学校の学童まで、公共のバスを使うことや、河北小学校から上ノ国の学童までの送迎はできないのでしょうか。</p> <p>2つ目は、また、保護者の方が仕事をはじめるにあたり、子どもを学童に預けられるかどうかの状況で、仕事を探している保護者の方もいると考えられますので、子どもセンターの完成に合わせて動くのではなく、もっと早い段階で利用に関する意向調査をし、保護者の方と検討するべきだと思われませんが、どう考えるかお聞きしたいと思っております。</p>
	<p>答弁▼住民課長</p> <p>早急に今、河北小学校の児童を、今の林業センターで保育できないかということなんですけども、今現在ですら50名います。施設、見てのとおり古くて狭いものですから、その中で人数を増やすというのは、保育の面でもあまり環境的によろしくないと思いますので、町長の答弁にもありましたとおり、子ども支援センターの受け入れが90名程度定員、広さで確保できますので、そうなるとうちの方としては6年生まで学童保育、来年度ですら、利用したいと考えてるんですけども、ただ施設的な定員が90名ですから、その辺もですね、保護者の意向を聞きながら河北小学校、滝沢小学校も含めて、学童保育の利用状況確認して対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。</p>
	<p>再々質問</p> <p>今、上ノ国学童では50名という話でしたが、今現時点ではキャパオーバーといえますか、予定人数よりは多い状況になっているということですか。</p>
	<p>答弁▼住民課長</p> <p>対応人数はですね、支援員2人体制で40名。クラスという学童支援員2人に対して40名の児童を保育できるというような基準になっております。支援員の部分に関しては、問題ないんですけども、施設ですね。林業センターの施設自体、今の面積で50名を、本来学童で受け入れているっていうのに少し問題がありますので、できればこれ以上増やしたくないなと思っております。</p>